

## 「中小企業向け優遇料率プログラム」のご案内

キャッシュレスの新規取扱促進を目的として、Visa および MasterCard は決済手数料の仕組みを一部変更しました。中小企業を対象に一定条件を満たす場合には、加盟店が支払う加盟店手数料のうち、カード発行会社に支払う料率を引下げるといったものです。

本プログラムが適用となった場合には、加盟店料率が引き下げとなる余地がありますので、ご興味がありましたら中京カードへご相談ください。

### 《本プログラムの概要について》

#### (1) 参加要件

以下3点を満たしていることが必要です。

- ・日本政府の中小企業定義に該当すること(個人事業主も含む)
- ・クレジットカード年間取扱高が国際ブランドの取り決める金額以下であること  
Visa…2千万円 Mastercard…1千万円
- ・特定の業種に該当しない加盟店であること

#### (2) 本プログラム適用の流れ

適用開始時: 表明・確約事項および同意事項の承諾をいただき、本プログラムへ参加を希望する加盟店情報を入力の上申し込みをお願いいたします。

申し込みいただいた後、ご契約のカード会社にて新たな加盟店手数料率を適用いたします。

適用除外時: ご契約のカード会社または国際ブランド(Visa・Mastercard)のモニタリングの結果、本プログラムの適用対象外となった場合、本プログラム適用開始時点で事前に取り決めた加盟店手数料率へ変更を実施いたします。

### 《表明・確約事項》

■次の記載内容について事実と相違ないことを表明・確約のうえ、本プログラムへ申し込みます。

#### (1) 中小企業庁が定める中小企業定義に該当すること(個人事業主も含む)

- ・小売業: 従業員数が 50 人以下、資本金が5千万円以下
- ・サービス業: 従業員数が 100 人以下、資本金が5千万円以下 卸売業: 従業員数が 100 人以下、資本金が1億円以下
- ・製造業およびその他の業種: 従業員数が 300 人以下、資本金が3億円以下

#### (2) 上場企業に属していないこと

- (3) 特定の業種(下表)に該当しない加盟店であること  
業種名:ホテル、宿泊施設、レンタカー、旅行代理店、法人向け販売全般、会員制ホールセールクラブ、たばこ関連販売、免税店、百貨店、スポーツクラブ 保険、不動産業、公共事業(通信/公共料金等)、交通機関(航空/鉄道/バス/タクシー/乗船等)
- (4) 新規加盟店様の場合、過去から現在に至るまで三菱 UFJ ニコス株式会社、MUFG カードブランドまたは DC カードグループのフランチャイジー各社および他のカード会社含め、クレジットカード決済のご契約歴がないこと (過去に一部店舗においてクレジットカードのご契約をしていた場合、本プログラムは適用対象外となります)
- (5) 既に三菱 UFJ ニコス株式会社、MUFG カードブランドまたは DC カードグループのフランチャイジー各社と加盟店契約がある加盟店様の場合、該当の加盟店契約全てについて本プログラムの申し込みを行うこと

#### 《同意事項》

■次の同意事項について同意のうえ、本プログラムへ申し込みます。

- (1) 本プログラムへ申し込みが完了した後に、会社業況が以下へ該当した際には事前合意の加盟店手数料率へ変更となること  
本プログラムへ申し込みを行った加盟店のクレジットカード年間取扱高が、国際ブランド(Visa・Mastercard)の取り決める以下金額のいずれかを超過した場合(集計のタイミングは国際ブランドの判断によるものとする)  
・Visa :2 千万円 Mastercard :1 千万円  
国際ブランド(Visa・Mastercard)または、三菱 UFJ ニコス株式会社および MUFG カードブランドまたは DC カードグループのフランチャイジー各社が本プログラムを終了した場合  
※なお、本プログラムは事前の告知なく終了する場合がございます。
- (2) 本プログラムへの参加にあたり、提携会社が本プログラムのモニタリング、第三者不正使用、リスク判定の高度化、マーケティングへの利活用を行うために、ご契約のカード会社が取得した加盟店に係る次の情報に保護措置を講じたうえで提携会社へ提供すること  
※提携会社の名称、提携会社の所在地、当該所在地における個人情報保護制度および提携会社が講ずる個人情報保護措置については以下「提携会社の情報」の通りとします。

#### 【加盟店情報】

加盟店の商号(※)、会社所在地(※)、会社電話番号(※)、代表者氏名、店舗名、店舗所在地、取扱商品等の加盟申し込み時および変更届出時に届け出た情報、加盟店契約日  
(※個人事業主の場合は代表者名、代表者住所、代表者電話番号)

### 【提携会社の情報】

ご契約のカード会社が個人情報を提供する提携会社の名称および所在地 ・ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社およびマスターカード・ジャパン株式会社ならびにこれらの提携会社のグループ企業（提携会社と同一国に所在する企業に限る。）

・所在地:日本 ・Visa Incorporated.および Mastercard International Incorporated.ならびにこれらの提携会社のグループ企業（提携会社と同一国に所在する企業に限る。）

・所在地:アメリカ合衆国 ・Visa Worldwide Pte. Limited および Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.ならびにこれらの提携会社のグループ企業（提携会社と同一国に所在する企業に限る。）

・所在地:シンガポール共和国 上記①の外国における個人情報保護制度

アメリカ合衆国

[https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore\\_report\\_america/](https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_america/)

シンガポール共和国

[https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore\\_report\\_singapore/](https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_singapore/)

上記①の提携会社が講ずる個人情報保護措置

上記①の第三者は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。

- (3) 本プログラム参加にあたっての表明・確約事項、同意事項に反していた事が判明、又は加盟店規約に反していた事が判明した際には、適用される加盟店手数料率と事前合意していた加盟店手数料率との差額の返金に応じること